

# 体験・発見・ボランティア！

## 第6回 らんさん ボランティア・フェスタを開催

らんさん  
ボランティア  
センター  
情報  
No.13



5月20日、嵐山町ふれあい交流センターを会場に「第6回 らんさんボランティア・フェスタ」が開催されました。当日の様子をご紹介します。

### 活動紹介・作品展示

写真や掲示物などで、ボランティア活動の内容紹介や、福祉施設入居者の作品展示が行われました。



↑ふるさとホーム嵐山の作品展示

### 模擬店

今年も、さまざまな作品販売や食品販売の模擬店が並びました。



↑れんでの模擬店の様子

### 中学生ボランティア

菅谷中学校・玉ノ岡中学校から計10名の生徒たちがフェスタのお手伝いに来てくれました。



↑サンバイザーづくりの様子



### 体験コーナー

6団体が参加。工作やカウンセリング、テーブルマジックなど、さまざまな体験が行われました。

←ふくふく木曜会提供の「車椅子体験」をする子どもたち



↑嵐山町赤十字奉仕団・日赤嵐山町分区分提供の「救護服・ナース服体験」

### ステージ発表

日頃、福祉施設などへ訪問活動をしている11団体が参加。歌に演奏、朗読や紙芝居、そして踊りと、盛りだくさんの内容が披露されました。



↑おたまじゃくしの会「ハンドベル演奏」



↑藤寿琴紫乃会「舞踊」  
踊りにお客さんも加わって、楽しいひとときを過ごしました。



### むさし嵐丸

フェスタでもやっぱり大人気！

### 上映会

#### 「僕のうしろに道はできる」

～奇跡が奇跡でなくなる日に向かって～

脳幹出血で倒れ、植物状態に陥った宮田さんが、同僚の献身的な介護により、絶望的な病状から徐々に回復する姿は涙と感動を呼びました。

上映会を見た方からは、「なんでもない日常が、どれほど幸せなことかと、しみじみ思いました」「あきらめずに気持ちに寄り添う介護が必要だと再確認しました」といった感想が寄せられました。



↑上映会の会場に集まった方々

嵐丸サンバイザーづくりの指導をはじめ、総合受付やクイズラリーの景品交換、むさし嵐丸くんのお手伝いなど、大活躍してくれました。

## 日本語教室ボランティア募集！

嵐山国際交流協会では、一緒に日本語を勉強して下さるボランティアの方を募集しております。資格・経験・年齢は問いません。毎回参加できなくても大丈夫です。

日本人と外国住民、ともに楽しめるイベントも計画中です。一度見に来てください。

日時 7月1・8・22日、8月19・26日、9月2・9・30日（各土曜日） 19時30分～21時まで

場所 ふれあい交流センター 101会議室 持ち物 筆記用具 申込み 当日会場に直接お越しください。

問合せ 嵐山国際交流協会代表 尾崎 ☎080-1171-1339

### 町民課

#### 後期高齢者医療保険「被保険者証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

現在お持ちの被保険者証は、有効期限が平成29年7月31日までとなっています。

平成29年8月1日から平成30年7月31日までご使用いただける被保険者証を7月中旬以降に転送不要の簡易書留郵便にて送付します。必ず受領ください。

#### ◎限度額適用・標準負担額減額認定証について

1か月の医療費が高額になった場合、高額療養費として後日償還払いされますが、ご家族全員が住民税非課税世帯に属する後期高齢者医療保険被保険者の方は、あらかじめ申請することにより、医療機関に入院または高額な外来診療を受診する際に、窓口でのお支払いが限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

必要な方は被保険者証及び印をご持参の上、町民課保険・年金担当へ申請してください。

更新の手続き  
平成28年度中に申請・交付が

### 町民課

#### 後期高齢者医療保険「保険料軽減措置の変更」及び「保険料通知」の送付について

#### ◎保険料軽減措置の変更について

平成29年度から一定の所得以下の方の所得割額や被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置の一部が変更になります。この見直しは被保険者が増え、医療費が増加するなかで、後期高齢者医療制度の持続性を高めるために行われるものです。

#### ◎保険料通知

平成29年度の保険料通知につきましては、7月中旬頃にご通知いたしますので必ずご確認ください。なお、納期後一定期間をお送りいたしますと、督促状をお送りする場合がございますので、納期までにお支払いをお願いいたします。

### 町民課

#### 国民年金保険料には免除制度があります

保険料の未納状態が続くと、将来受給することのできる年金額に影響がでる以外にも、万一

○被用者保険の被扶養者であった方の軽減  
後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小されます。なお、所得割額は引き続きかかりません。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	加入後、2年を経過する月までは5割軽減（その後は軽減なし）

○所得割額の軽減  
「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方に対する所得割額の軽減措置が段階的に縮小・廃止されます。

(賦課のもととなる所得金額 = 総所得金額 - 基礎控除額33万円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし

### 3、追納

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、納付した場合に比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。本人の申出により10年以内であれば、免除や猶予された月分の保険料を後から納めることができます。

### 1、申請免除

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が全部または一部免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

- ①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要がある場合があります。納付書は承認通知書と合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

### 2、納付猶予

50歳未満の方（学生を除く・平成28年6月以前の期間については30歳未満の方）は申請により保険料の全額の納付が猶予されます。申請者本人及び配偶者それぞれの前年所得が審査の対象となります。

### 4、申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

平成29年度の免除申請は7月1日から申請可能です。

※過年度の申請についても、申請月から2年1か月前まで遡って免除申請が可能となります。

未納となっている場合には、障害基礎年金などを受け取れない場合もあります。すみやかに申請手続きを行うようご注意ください。

問合せ 川越年金事務所  
☎049-242-2657  
嵐山町役場町民課 保険・年金担当 ☎62-2154